

「小城市子ども・子育て支援事業計画」 について

令和5年度 第1回 小城市子ども・子育て会議

令和6年1月15日(月)

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

計画の位置づけ

計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市の他の計画と整合性をもって策定されました。

(子ども・子育て支援法第61条第1項)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画	→								
第2期計画	中間見直し		見直し						
第2期計画		ニーズ調査	策定	→					
第3期計画						中間見直し		見直し	
第3期計画							ニーズ調査	策定	→

「第1期小城市子ども・子育て支援事業計画」

平成25年7月

小城市子ども・子育て会議設置

- ・11月～12月 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」実施
（調査対象）・就学前の子どもがいる世帯 1,400世帯
・小学生1～6年生のいる世帯 1,000世帯
- ・小城市子ども・子育て会議で本計画を審議（計8回）



平成27年3月

「小城市子ども・子育て支援事業計画」策定

平成27年4月

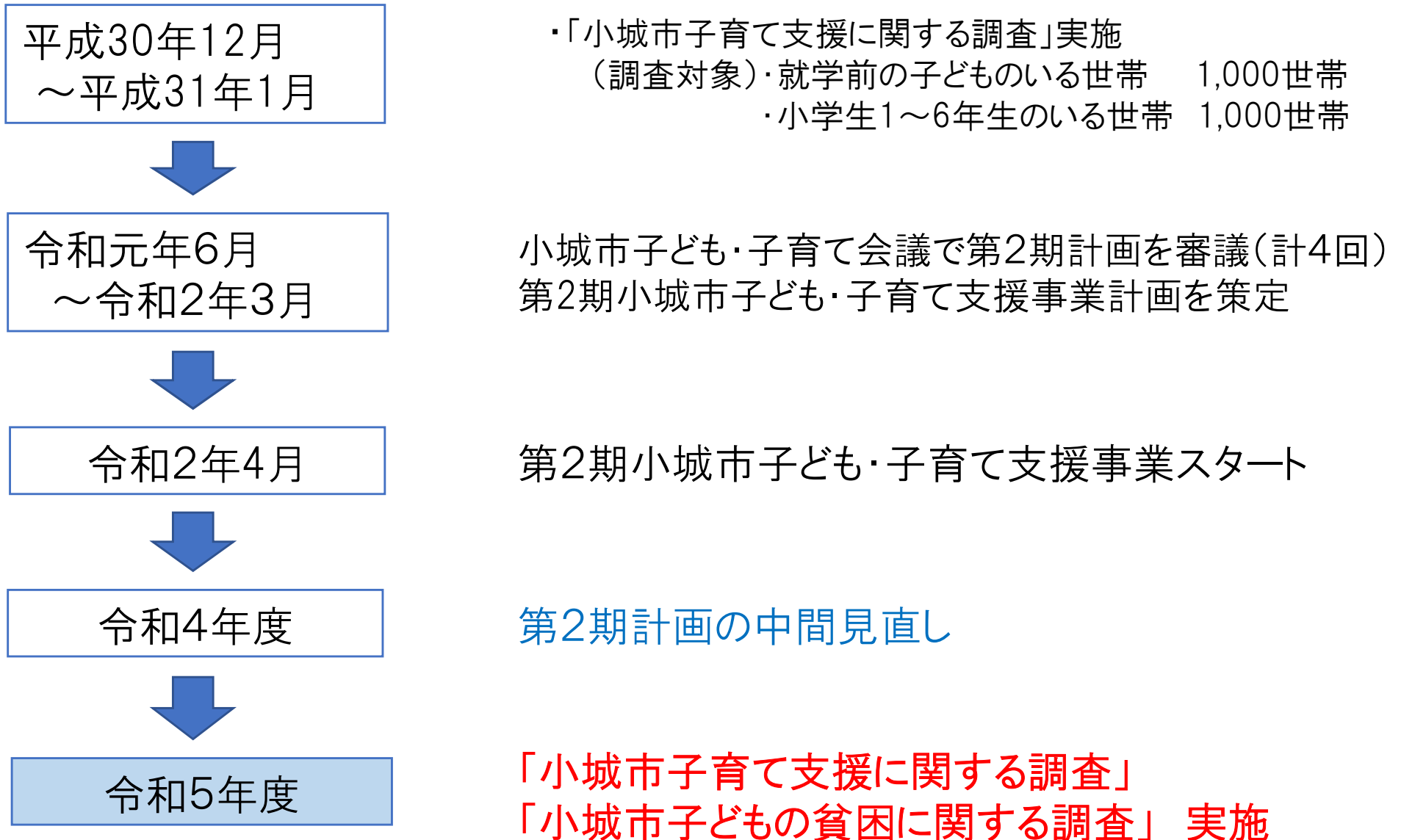
子ども・子育て支援新制度スタート（5年間）



平成29年度

中間見直し（第1期小城市子ども・子育て支援事業計画）

「第2期小城市子ども・子育て支援事業計画」



2 子ども・子育て会議の役割

小城市子ども・子育て会議条例

〈抜粋〉 第1条 子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、小城市子ども・子育て会議を置く。

(子ども・子育て支援法第72条第1項)

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
→ 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定について、子ども・子育て会議の意見を聴くこと。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
→ 特定地域型保育事業(小規模保育や家庭的保育)の利用定員の設定について、子ども・子育て会議の意見を聴くこと。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
→ 子ども・子育て支援事業計画に関し、子ども・子育て会議の意見を聴くこと。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
→ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況を調査審議すること。

3 計画の達成状況の点検・評価

小城市子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

▶ 計画の点検・評価サイクル



委員の皆様には、具体的に、下記の項目について審議していただきます。

- 施設の利用定員の設定や変更等がある場合に、支援事業計画に沿って進めているかを確認し、意見を述べていただく。
- 第2期子ども・子育て支援事業計画の推進を図るため、計画の進捗状況等の報告を受け、点検や評価、事業の見直しを含め、いろいろな意見を述べていただく。
- 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、人口や利用状況の実態を踏まえ、意見を述べていただく。

子ども・子育て会議の進め方

事務局より事業の中間報告や実績を報告し、課題や議題を提示
(R5は、第3期計画策定(R6年度末)に向け、調査を実施)



会議で意見を伺い、今後の事業及び次期計画に反映していきたいと考えています。

皆様のご協力、よろしくお願いいたします。